

高知くらしの護身術

95

内職商法

仕事紹介すると誘い

(2008年6月17日掲載原稿)

街角やバス停で見かけるフリーペーパーには、いろいろなお役立ち情報が載っていますが、中にはトラブルに発展する場合があります。

相談者A子さんは自宅で出来る内職情報を見つけ軽い気持ちで電話で問い合わせたところ熱心に勧められて申し込むことにしました。仕事は簡単な手芸品をつくるもので送られてくる材料を指示通りに加工すればよいというものでした。自宅で空き時間を利用して出来るという手軽さと、業者の説明では最初の登録のために20万円が必要だがそれは月々の儲けですぐ取り返せるというものでした。最初は問い合わせるつもりで電話しても、業者の優しい説明や初心者でも月々最低5万円の収入は確実だという説明にすっかりやる気になったのです。

いわゆる内職商法と呼ばれるものですが、これは内職等の仕事を紹介するから収入が得られると誘い、仕事に必要な商品等を販売する商法です。仕事の内容はパソコン入力やチラシ配り、あて名書きなど様々ですが、共通しているのは業者のいうような収入が得られないという御相談が多いことです。

内職商法は特定商取引に関する法律で規制されており、書面の交付義務(商品内容、仕事による収入の条件、金銭負担の内容、契約解除の条件等を記載した書面)や誇大広告の禁止などの規制があります。トラブルにならないためには、楽に収入が得られるというセールストークを鵜呑みにせず、契約内容や仕組みを必ず確認して下さい。慎重に検討をすることが後悔しないためのコツです。